

京都市訓令甲第4号

区役所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市長 桜本 賴兼

別表区民部長の項第3号中「委託の決定」を「物品等の調達決定」に改める。

別表保健部長の項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第5号とする。

別表次長の項第5号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表総務課長の項第10号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)